

Oracleライセンス - 管理の必要性とそのポイント

～ ベンダーにとって最も重要なものは「ライセンス」。あなたはそれに気づいていますか？ ～

softwareONE®
The Software Licensing Experts™

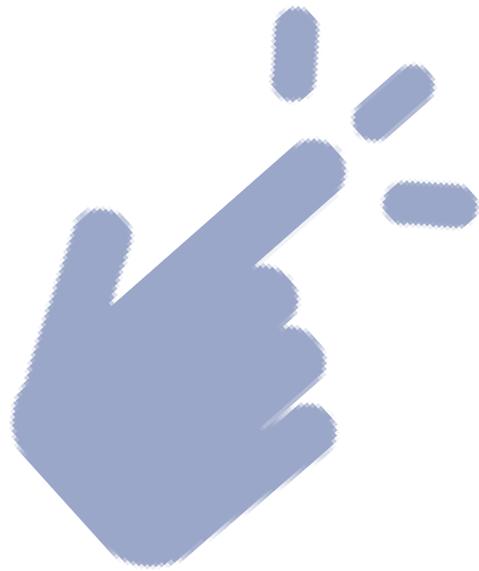
Disclaimer

The following is intended to outline about cautionary notes on Oracle license management. It is intended for information purpose only, and not a commitment to deliver any material, functionality. Changing any information described in this document remains at the sole discretion of SoftwareONE Japan.

Sincerely,

ライセンスビジネスとは

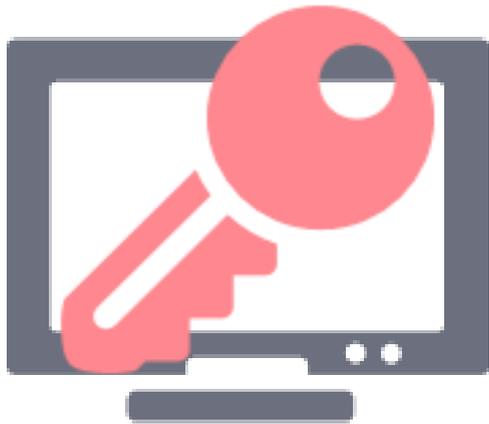




Intellectual Property Rights

IPをProfitに繋げるために…

License Key



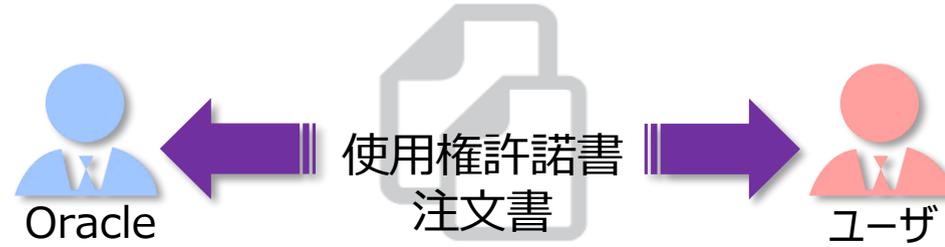
Copy Protection



Inventory Collection



Oracleのライセンスに関する考え方



B2Bビジネスが基本

社会通念上、法令順守されていることが大前提

ユーザは契約条項を遵守しており、かつその責務を負う



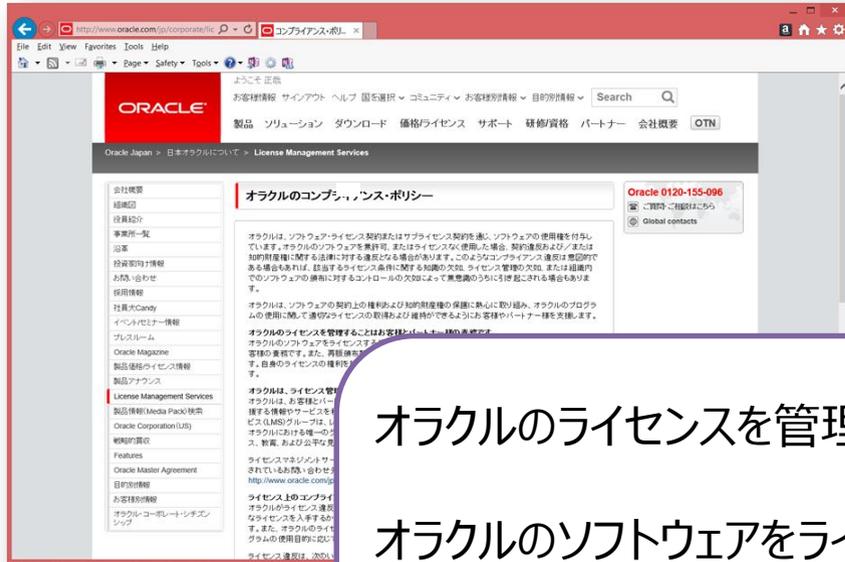
自由に製品を
Downloadできる環境



ライセンスキーなどの
プロテクションの仕組みは不要

許諾 = 与えられた権利を理解し、遵守する責務が発生

責務の規程



[http://www.oracle.com/jp/corporate/
license-management-services/lms-lms-policy-078880-ja.html](http://www.oracle.com/jp/corporate/license-management-services/lms-lms-policy-078880-ja.html)

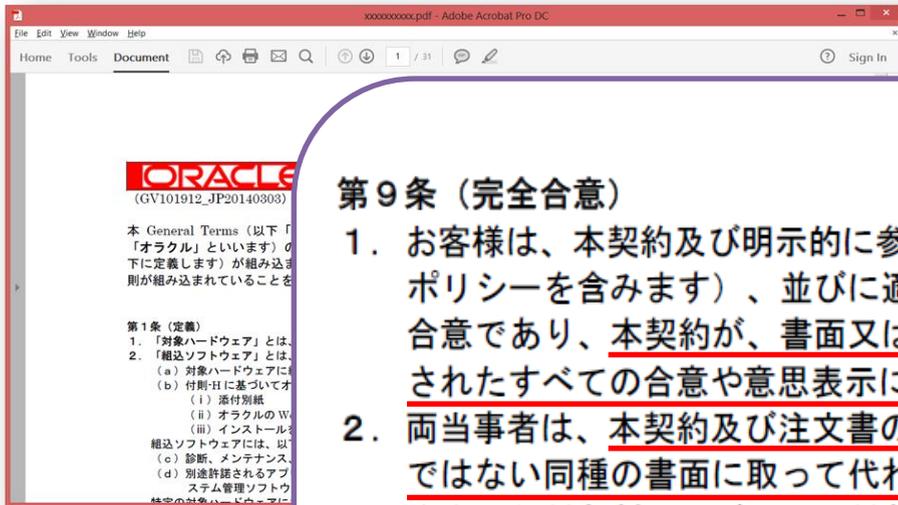
オラクルのライセンスを管理することはお客様とパートナー様の責務です。

オラクルのソフトウェアをライセンスする場合、ライセンス契約の条件に従いライセンスを利用することはお客様の責務です。また、再販頒布契約に従いオラクルのライセンスを販売することはパートナー様の責務です。自身のライセンスの権利を理解しそれらを遵守することは、最終的にはお客様とパートナー様の責務です。



利用者は、契約上の権利・条件を理解していることが大前提。

不正な利用は、故意・過失に拘らず責任はユーザーにある



第9条（完全合意）

1. お客様は、本契約及び明示的に参照されることにより本契約の一部となる情報（URLに含まれる情報への参照又は参照されたポリシーを含みます）、並びに適用される注文書が、お客様から注文された対象製品及び／又は対象サービスに関する完全な合意であり、本契約が、書面又は口頭であるかを問わず、当該対象製品及び／又は対象サービスについて本契約締結以前になされたすべての合意や意思表示に取って代わることに同意します。
2. 両当事者は、本契約及び注文書の条件が、あらゆる購買注文書、インターネット調達サイト、その他のあらゆるオラクル所定ではない同種の書面に取って代わり、いかなる購買注文書、サイト又はその他オラクル所定ではない書面の条件も、お客様が注文した対象製品及び／又は対象サービスに対して適用されないことを明確に合意します。いずれかの付則の条件と本書の条件に矛盾を生じた場合は、当該付則が優先するものとします。注文書の条件と本契約の条件に矛盾を生じた場合は、注文書が優先するものとします。お客様及びオラクルの正当な権限を有する者が署名又は記名押印した書面による場合を除き、本契約及び注文書は修正されず、権利及び制限について変更や放棄がなされないものとします。本契約において必要な通知は、書面をもって相手方当事者に行うものとします。



契約書、注文書、覚書、またそこから参照されるサイトに書かれていることが全てであり、それ以外の如何なるものも一切効力は持たない

ライセンスに対する考え

- Oracleは許諾時に、以降のライセンス利用に関する責任はユーザーに転じることを許諾書に明示。またユーザーはそれを了解した上で許諾を受けている（性善説）。
- Oracleは元々 B2Bビジネスのため、契約書（許諾書）がすべてであり、それ以外のいかなる約束事、取決め事はすべて無効となる（許諾書の Termsとして明示）。



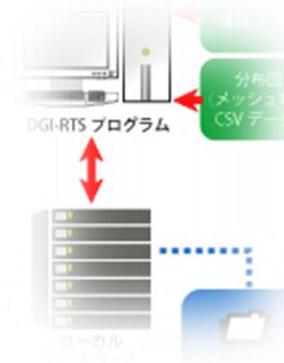
故に、自己によるライセンス管理は必須

ライセンス管理によるメリット

- 突然の監査への対応が容易、かつ違反の指摘リスクを大幅に縮小できる



- ライセンスの余剰・不足が無くなり、IT投資の最適化が図れる。また投資計画の根拠が明確になる。

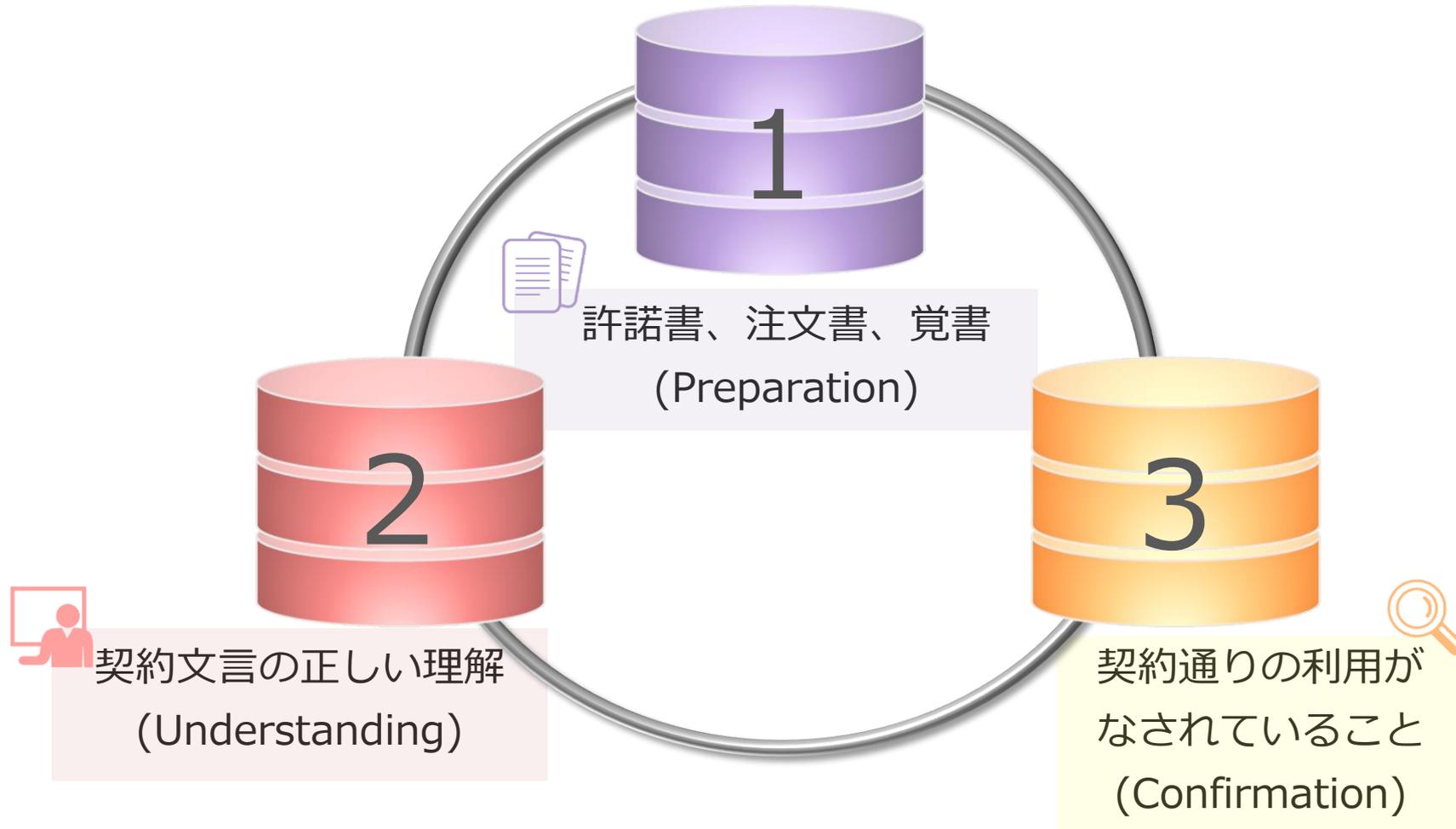


Oracleのライセンス管理は
どのように行えばよいのか？



License管理のポイント

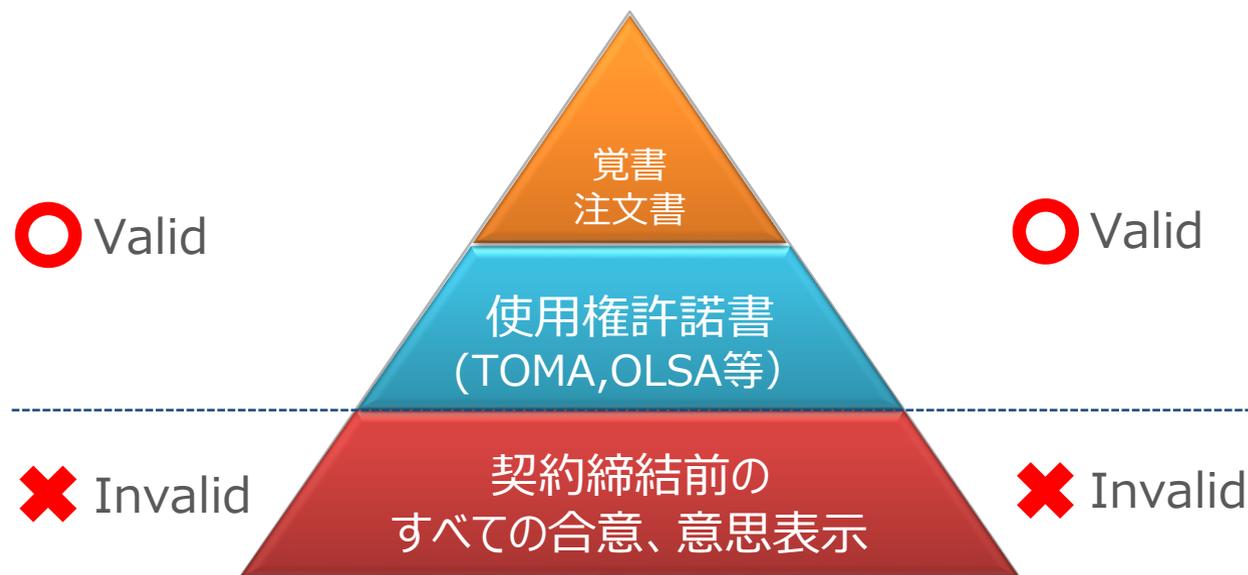
■ Oracle Licenseを管理するために必要な3要素



License管理のポイント

■ Preparation

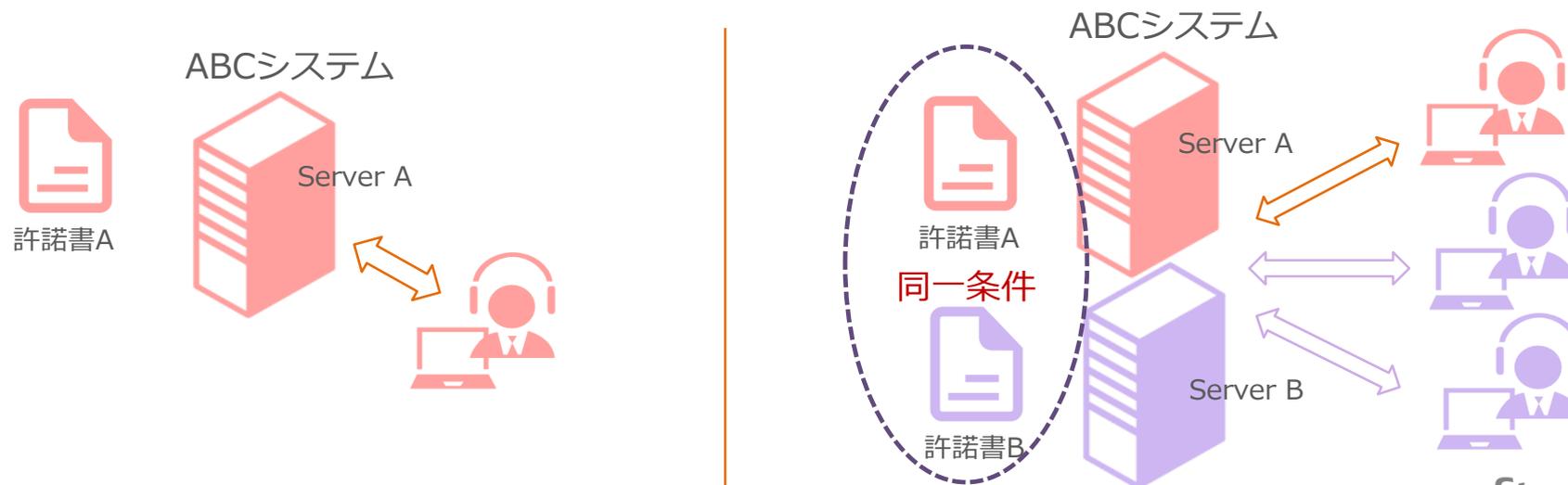
- 契約書関連の整理
- 完全合意の上での使用権許諾
 - 使用権許諾書、注文書、覚書および、これらから参照されるWebサイトに掲載されている条項がすべての取り決め。
 - 締結前になされた合意や意思表示は、すべてこの書面により取って代わる。



License管理のポイント

■ Understanding

- 基本条項の正しい理解
 - 何故、その条文が規定されているのか、その背景を知る
- 特別条件の有無とその条件の正しい理解
 - 注文書、覚書の確認。特別条件の内容とその適用範囲の理解
- 許諾（契約）単位 = 注文単位
 - 同一システムでは、同一の使用条件で許諾されなければならない



■ Confirmation

- 契約条項通りに正しく利用されているか。
 - 実態確認 - ヒアリング、現地調査等
- 個別の部門毎だけではなく、会社全体としての確認も必要
 - 会社 (Entity)単位に適用される要件に注意

Matching Service Level (MSL)

【ライセンス・セットの定義】

➤ 製品

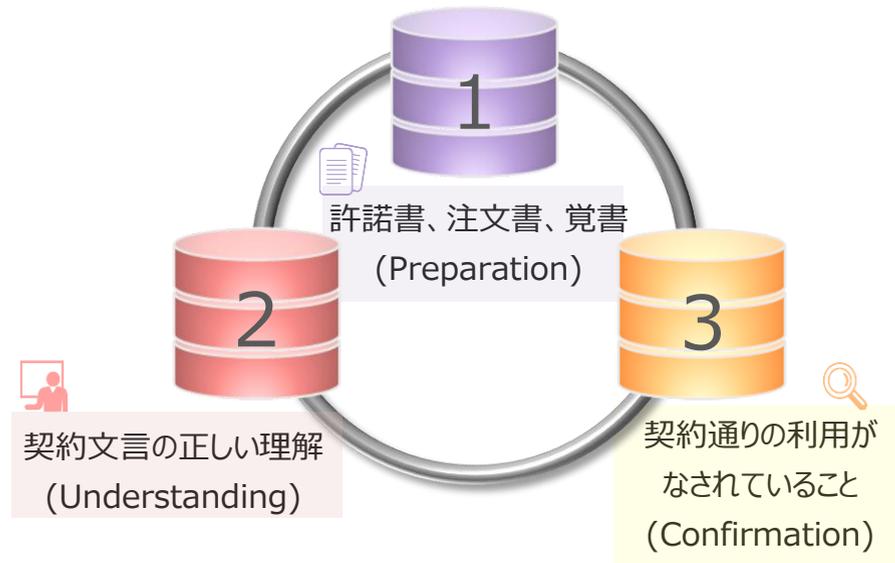
- 価格表に記載されている各ライセンス単位 (そのオプションを含む)
- 但しDB、Internet Application Server、WebLogic製品については、同一ソースコードを共有しているプログラムとしてEE/SE2/SE/SE One等の各エディションや適用オプションも同一製品として扱われる

➤ 対象

- 法人 (または個人) 単位
- 契約上「誰がライセンスの使用権を保有しているのか」に依存し、使用権を与えられた法人 (または個人) の範囲において、ライセンス・セットの定義が適用される

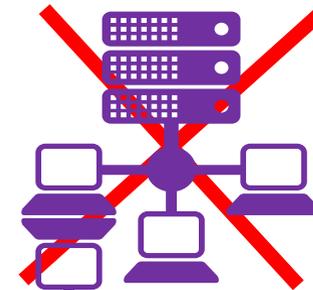
License管理のポイントのまとめ

Oracle Licenseを管理するために必要な3要素



- 許諾書、注文書、覚書の確認と保管
 - 契約文言を正しく理解する（それが規定されている背景も含めて）
 - 契約通りの利用がされているかを確認（会社全体としての視点から）
- 管理システムは必ずしも必要では無い（導入規模に依存）

- ✓ Desktop製品と異なり、購入する頻度が少ない
- ✓ 利用状況が日々刻々と変動するものではない
- ✓ 集中購買・集中管理すべき
- ✓ 導入時の精査に重点をおくべき



難解なOracleのライセンスポリシー



難解なOracleのライセンスポリシー

■ 条文例

第2条（権利許諾）

1. オラクルによるお客様の注文の受諾をもって、お客様には、本契約の条件、注文に明記された「定義及び規則（ライセンス定義）」の条件、及び対象ドキュメントの条件に従って、**お客様自身の内部的業務処理を唯一の目的として**、対象プログラムを使用し対象プログラム関連の対象サービスの提供を受ける、無期限（注文書に別途定める場合を除く）で、非独占的、譲渡不能かつロイヤルティ不要（オラクルが定める料金を除きます）の**限定された権利**が許諾されます。お客様の注文を受諾する場合、オラクルはお客様にその旨を通知するものとし、当該通知には、お客様の本契約の写しを含めるものとします。
2. 対象プログラム関連の対象サービスの支払いをすることにより、お客様には、本付則に基づきオラクルが開発しかつお客様に納入したもの（以下「納付物」といいます）に対して、お客様自身の内部的業務処理に使用できる、無期限で、非独占的、譲渡不能かつロイヤルティ不要の**限定された使用権**が与えられます。ただし、特定の納入物においては、**注文に記載される追加の使用権許諾条件が適用される**場合があります。
3. お客様は、**代理人又はお客様が業務を委託する第三者**（アウトソーシング業者を含みますがこれに限定されません）に、**お客様の内部的業務処理目的**で対象プログラム及び納付物を使用させることができ、かかる場合、お客様は当該第三者による基本条項及び本付則の遵守について責任を負うものとします。お客様の顧客及び納入業者が、お客様の内部的業務処理を促進するためにお客様と情報をやりとりするよう特に設計された対象プログラムについては、基本条項及び本付則に基づいて当該使用が認められます。

内部的業務処理とは？

スクリーンをご覧ください

ライセンス管理を行うための暗黙の了解と前提

- 👉 Oracleは、原則、企業向けソフトウェア
- 👉 企業は常にコンプライアントであり、ガバナンスが効いている
- 👉 従って意図的な違反や不正利用は、社会通念上起こるはずがない
- 👉 故に、ソフトウェアにプロテクションは必要ない
- 👉 契約締結により正しく利用され、その責任はユーザーが負う
- 👉 数合わせだけでは管理したことにはならない



ライセンス管理者は何をすべきか

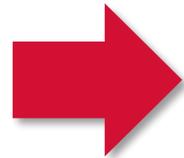
-  契約書（基本条項、覚書、注文書など）をすべて確認
-  契約文言を読み解く
-  Oracleのライセンスルール・Policyを理由を含めて理解する
-  会社単位で許諾・利用の状況を把握する
(場合によっては関連会社も)

ライセンス管理がなされていないと
どうなるのか？



ライセンス管理がなされていないとどうなるか？

○根拠のないIT投資計画



○監査による想定外の費用の発生

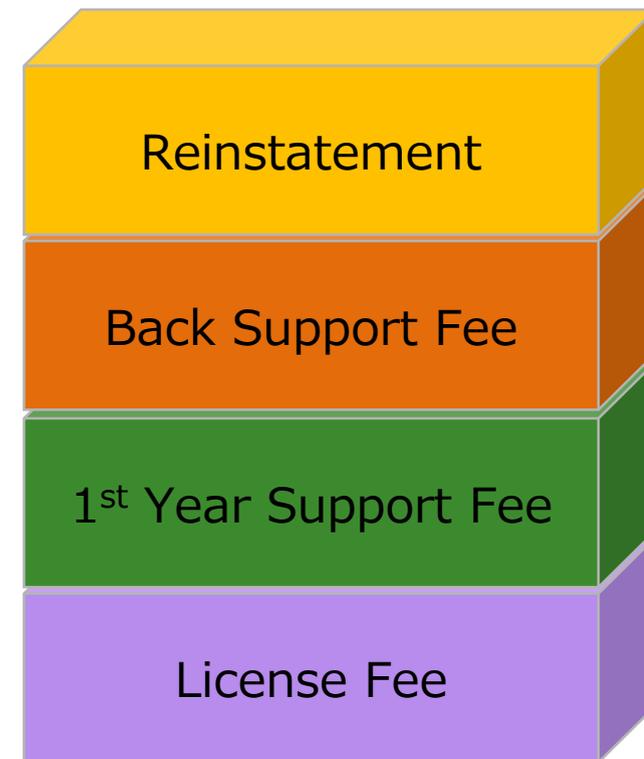
Oracleの是正費用の構成

遡及保守費用への加算分 (A x 22% x 遡及年数 x 50%)

不足ライセンス分の遡及保守費用 (A x 22% x 遡及年数)

不足ライセンス分の初年度保守費用 (A x 22%)

不足ライセンス分の費用 (A)



是正費用の例

■ Conditions

- Oracle Database Enterprise Edition
- 4Processor (2Proc x 4core x 0.5)
- Violation Term : 3years

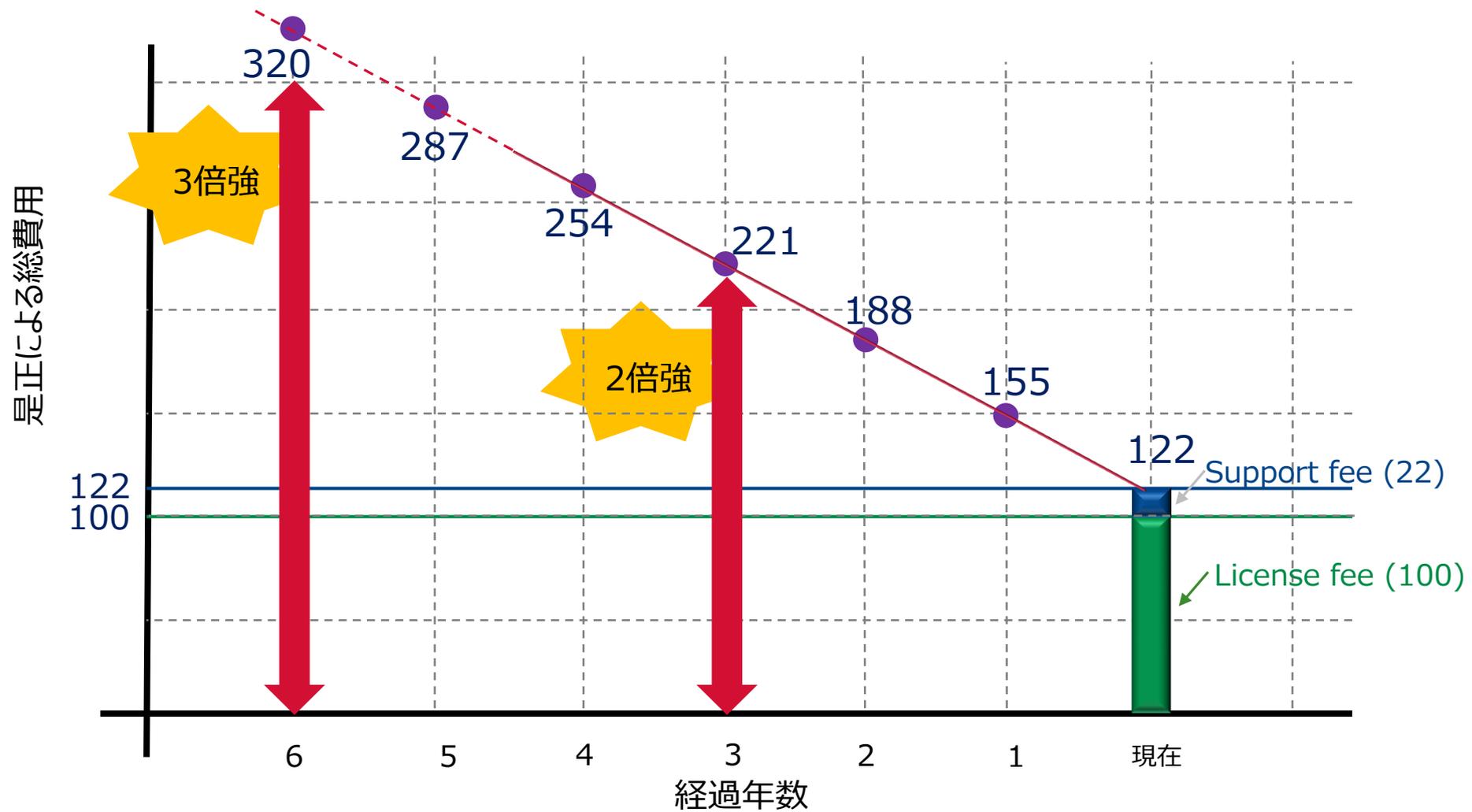


■ Correction fee

Reinstatement	: ¥15.0M x 50%	= <u>¥7.5M</u>
Back Support Fee	: ¥22.8M x 0.22 x 3	= <u>¥15.0M</u>
1 st Year Support Fee	: ¥22.8M x 0.22	= <u>¥5.0M</u>
License Fee	: ¥5.7M x 4	= <u>¥22.8M</u>

Total Amount : ¥50.3M

是正するには幾らかかるのか？



管理していないことによる経営への影響 (事例1)

業種 : 化学製品関連
売上高 : 2兆円
従業員数 : 4,000名

【Background】

- 2000年以前より社内システムとしてオラクルを使用するようになったが、部門毎にライセンスを購入しているため、会社全体として管理ができてない。
- 自らライセンスの許諾と利用の状況を確認しようと試みたが、どの程度まで掘り下げて調べれば十分なのか、その尺度も知識もないため、実施してもその十分性が担保できない。
- 特に仮想環境は違反しているのではないか非常に不安…

不足指摘内訳

Product	Number	Metric
DBEE	150	Processor
DBSE	10	Processor

監査により請求された是正金額

License Fee	:	¥1,250,302,000-
1 st Year Support Fee	:	¥275,065,000-
Back Support Fee	:	¥1,428,346,000-
Reinstatement	:	¥714,174,000-

¥ 3,667,887,000-

保有していたライセンスおよび年間保守料

保有ライセンス	:	¥540,000,000-
年間保守料	:	¥118,800,000-

31倍

管理していないことによる経営への影響 (事例2)

業種 : 輸送機器関連
売上高 : 3000億円
従業員数 : 4,000名

【Background】

2013年にオラクル社の監査チーム(LMS)が、ライセンスの利用状況を確認するために精査を実施。その結果、必要なライセンス許諾を受けて無いシステムが検出され、約3年半の遡及保守も含め、総額7億1000万円(定価ベース)の是正を求められる。

監査による不足指摘内訳

Product	Number	Metric
DBEE	2 1,785	Processor NUP
DBSE	350	NUP
DBSEOne	120	NUP

監査により請求された是正金額

License Fee	:	¥217,097,400-
1 st Year Support Fee	:	¥47,761,428-
Back Support Fee	:	¥298,006,808-
Reinstatement	:	¥149,003,404-

¥ 711,869,040-

保有していたライセンスおよび年間保守料

保有ライセンス	:	¥41,000,000-
年間保守料	:	¥9,020,000-

79倍

Conclusion

- Oracle社はユーザーがライセンスを許諾条件通りに使用していることを前提としており、それをユーザーの責務と定義付けている
- ライセンス管理を行わないと、正しく利用しているか判断できず、またその証明もできない
- SIerは必ずしもすべてのシステムのライセンス状況を確実に把握しているとは限らない。SIerに頼らず自社で完結させるべき。
- ライセンス管理を行うためには・・・
 - 契約書（基本条項、覚書、注文書など）をすべて収集・確認
 - 契約文言を読み解く
 - 管理の大前提であるOracleのライセンスルール・Policyを理由を含めて理解する
 - 会社全体での利用状況を把握する。場合によっては関係会社を含める
 - 但し、契約文言の読み解き、ライセンスルール・Policyの理解は至って難解。第三者のサポートが必要。



そして、ライセンス管理が出来ていないと・・・

- 根拠のないIT投資計画を立てることに。監査による想定外の莫大な費用の発生リスク大
- 監査は頻繁に行われるものではないため、長期間に亘って違反に気づかないケースが大多数。そのため是正費用は年間のランニングコストの数十倍になり、それが一時的な支出となって経営に大きな影響を与える。





<https://www.softwareone.com/ja-jp>

Email : info.jp@softwareone.com